

第百八十九回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

(一五三)

平成二十七年五月二十七日(水曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 山本 拓君

理事 大串 正樹君 理事 坂本 哲志君

理事 白須賀貴樹君 理事 田中 良生君

理事 盛山 正仁君 理事 黒岩 宇洋君

理事 浦野 靖人君 理事 佐藤 茂樹君

理事 青山 周平君 理事 井野 俊郎君

理事 伊藤 忠彦君 理事 今枝宗一郎君

理事 小田原 潔君 理事 門山 宏哲君

理事 神田 憲次君 理事 小林 鷹之君

理事 坂井 学君 理事 助田 重義君

理事 中川 俊直君 理事 中村 裕之君

理事 長尾 敬君 理事 藤井比早之君

理事 古川 康君 理事 古田 圭一君

理事 三ッ林裕巳君 理事 宮崎 政久君

理事 武藤 貴也君 理事 務台 俊介君

理事 山下 貴司君 理事 若狭 勝君

理事 玉木雄一郎君 理事 福島 伸享君

理事 宮崎 岳志君 理事 山尾志枝里君

理事 井出 庸生君 理事 木下 智彦君

理事 牧 義夫君 理事 國重 徹君

理事 角田 秀穂君 理事 穀田 恵二君

理事 塩川 鉄也君

議員 逢沢 一郎君

議員 船田 元君

議員 逢坂 誠二君

議員 黒岩 宇洋君

議員 武正 公一君

議員 井上 英孝君

議員 重徳 和彦君

議員 北側 一雄君

議員 穀田 恵二君

議員 野間 健君

総務大臣 高市 早苗君

総務副大臣 二之湯 智君

総務大臣政務官 あかま二郎君

政府参考人 三浦 正充君

(警察庁刑事局長)

政府参考人 稲山 博司君

(総務省自治行政局選挙部

長)

政府参考人 安藤 友裕君

(総務省情報流通行政局長)

衆議院調査局第二特別調査

室長 細谷 芳郎君

委員の異動

三月六日

補欠選任

小倉 將信君

宮崎 政久君

同月三十一日

補欠選任

今枝宗一郎君

五月二十七日

補欠選任

小田原 潔君

小林 鷹之君

古田 圭一君

青山 周平君

中村 裕之君

山尾志枝里君

同日

補欠選任

長坂 康正君

小田原 潔君

務台 俊介君

神田 憲次君

後藤 祐一君

補欠選任

務台 俊介君

宮内 秀樹君

同日

理事 久峰之君三月三十一日委員辞任につ

き、その補欠として大串正樹君が理事に当選し

た。

四月十六日

政党政助成金を廃止する法律案(穀田恵二君提出、

衆法第一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(江田

憲司君外四名提出、衆法第三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田

恵二君提出、衆法第一七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(黒岩

宇洋君外三名提出、衆法第一八号)

五月二十六日

公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元

君外七名提出、衆法第五号)

三月二日

小選挙区制廃止、消費税増税と結びつけた比例

定数削減反対、抜本的な選挙制度改革に関する

請願(穀田恵二君紹介(第四七号)

同月十九日

政党政助成金を直ちに廃止することに関する請願

(畑野君枝君紹介(第四二〇号)

同(島山和也君紹介(第四二二号)

同(藤野保史君紹介(第四二二号)

同(堀内照文君紹介(第四二三号)

五月二十一日

政党政助成金の廃止に関する請願(塩川鉄也君紹

介)(第一〇五二号)

同(斉藤和子君紹介(第一〇八三三号)

は本委員会に付託された。

二月十八日

参議院選挙定数配分に関する最高裁判所大法廷

判決の趣旨を踏まえ、直ちに公職選挙法を改正

することを求める陳情書外一件(東京都千代田

区霞が関一の一の三 山田秀雄外一名(第四七

号)

三月十七日

当選議員への献金禁止と当選後の議員への資金

配分に関する陳情書(広島県福山市御門町二の

七の一五 山田泰治(第六九号)

四月二十三日

選挙権年齢の引き下げを行わないことに関する

陳情書(広島県福山市御門町二の七の一五 山

田泰治(第九三三号)

一月二十七日

参議院選挙制度改革案の見直しを求める意見書

(高知県土佐市議会)(第七七八号)

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書(高

知県香南市議会)(第七七九号)

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書(宮

崎県川南町議会)(第七八〇号)

中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリア

フリーを求める意見書(京都府向日市議会)(第

七八一号)

二月六日

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書(高

知県奈半利町議会)(第一四四〇号)

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書(高

知県いの町議会)(第一四四一号)

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書(宮

崎県高鍋町議会)(第一四四二号)

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書(宮

崎県新富町議会)(第一四四三三三)

政治資金疑惑の徹底究明を求める意見書(大阪

府河内長野市議会)(第一四四四号)

中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリー実現を求める意見書(京都府綾部市議会)(第一四四五号)
中途失聴者・難聴者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書(京都府宇治市議会)(第一四四六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出、衆法第五号)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外三名提出、衆法第一八号)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名提出、衆法第三号)
政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君提出、衆法第一号)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵二君提出、衆法第一七号)
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

○山本委員長 これより会議を開きます。
理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○山本委員長 御異議なしと認めます。
それでは、理事に大串正樹君を指名いたします。

○山本委員長 この際、総務大臣、総務副大臣及び総務大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。高市総務

大臣。

○高市国務大臣 引き続き総務大臣を拝命いたしました高市早苗でございます。

今後とも、公正かつ明るい選挙の実現に向けて、副大臣、大臣政務官、職員とともに全力で働いてまいりますので、山本委員長、理事、委員の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○山本委員長 次に、二之湯総務副大臣。

○二之湯副大臣 引き続き総務副大臣を拝命いたしました二之湯智でございます。

高市大臣を補佐し、全力を尽くしてまいりますので、山本委員長初め理事、委員の皆さん方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。(拍手)

○山本委員長 次に、あかま総務大臣政務官。

○あかま大臣政務官 引き続き総務大臣政務官を拝命いたしましたあかま二郎でございます。

高市総務大臣を補佐し、二之湯副大臣とともに全力で当たってまいりたいと思っております。委員各先生の御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○山本委員長 次に、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長三浦正充君、総務省自治行政局選挙部長稲山博司君、総務省情報流通行政局長安藤友裕君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 昨年十二月に行われました第四十七回衆議院議員総選挙及び第二十三回最高裁判所裁判官国民審査の結果の概要について、政府から

説明を求めます。高市総務大臣。

○高市国務大臣 この機会に、第四十七回衆議院議員総選挙及び第二十三回最高裁判所裁判官国民審査の結果の概要について御報告申し上げます。

平成二十六年十二月十四日に執行されました第四十七回衆議院議員総選挙は、同年十一月二十一日に衆議院が解散されたことによる総選挙で、選挙すべき議員の数は、平成二十四年の公職選挙法改正により小選挙区で五人減となり、小選挙区選挙で二百九十五人、比例代表選挙で百八十八人、合計四百七十五人でした。

選挙当日の有権者数は約一億三百九十六万人で、前回の総選挙に比べ約三千人増加し、衆議院議員総選挙では過去最高となっております。

次に、投票の状況について申し上げます。
平成二十六年十二月十四日の投票日の天候は、全国的に厳しい寒さとなり、日本海側は雪となった地域もありました。

投票率は、小選挙区選挙で五二・六六％、比例代表選挙で五二・六五％で、これは前回に比べ、いずれも六・六六ポイント下回り、戦後最低となっております。

次に、立候補の状況について申し上げます。
小選挙区選挙については、候補者数は九百五十九人で、競争率は三・二五倍でした。

比例代表選挙については、名簿を届け出た政党は十一選挙区で十一政党、その届け出名簿に登録された候補者数は八百四十一人で、競争率は四・六七倍でした。このうち、小選挙区選挙に届け出がなされた重複立候補者は六百九人でした。

この結果、小選挙区選挙及び比例代表選挙の合計の候補者数は千九百九十一人で、前回の千五百四人に比べ三百三十三人の減少となりました。

次に、当選人の状況について申し上げます。
党派別に申し上げますと、自由民主党は小選挙区選挙で二百二十二人、比例代表選挙で六十八人、合計二百九十人、民主党は小選挙区選挙で三十八人、比例代表選挙で三十五人、合計七十三人、維新の党は小選挙区選挙で十一人、比例代表選挙で

三十人、合計四十一人、公明党は小選挙区選挙で九人、比例代表選挙で二十六人、合計三十五人、日本共産党は小選挙区選挙で一人、比例代表選挙で二十人、合計二十一人、次世代の党は小選挙区選挙で二人、社会民主党は小選挙区選挙で一人、比例代表選挙で一人、合計二人、生活の党は小選挙区選挙で二人、無所属は小選挙区選挙で九人となっております。

なお、女性の当選人は四十五人で、前回に比べ七人増加しております。

次に、党派別の得票率の状況について申し上げます。
小選挙区選挙では、自由民主党四八・一〇％、民主党二二・五一％、維新の党八・一六％、公明党一・四五％、日本共産党一三・三〇％、次世代の党一・七九％、社会民主党〇・七九％、生活の党〇・九七％、その他無所属を含め二・九三％となっております。

また、比例代表選挙では、自由民主党三三・一％、民主党一八・三三％、維新の党一五・七二％、公明党一三・七一％、日本共産党一一・三七％、次世代の党二・六五％、社会民主党二・四六％、生活の党一・九三％、その他の三政党合わせて〇・七二％となっております。

最後に、最高裁判所裁判官の国民審査の状況について申し上げます。

今回の国民審査は、前回の国民審査以降に任命された五人の裁判官について行われたものです。

国民審査の結果は、罷免を可とする投票が有効投票の九・五七％ないし八・四二％で、罷免を可としない投票の数より少なく、したがって、審査に付された全裁判官が国民の信任を受けました。

以上をもちまして、今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果の概要についての御報告を終わります。

○山本委員長 次に、第四十七回衆議院議員総選挙違反検査・警告状況について説明を求めます。
警察庁三浦刑事局長。

○三浦政府参考人 平成二十六年十二月十四日に

行われた第四十七回衆議院議員総選挙における違反行為の取り締まり状況について御報告いたします。

選挙期日後九十日の平成二十七年三月十四日現在で集計しました数字は、お手元に資料としてお配りしてあります表に示したとおりでございます。

検査状況は、総数で八十七件、百五人となっております。前回の総選挙における同時期の百八件、百四十一人と比べますと、件数は二十一件減少し、人員も三十六人減少しております。

罪種別に申しますと、買収が五十七件、七十二人、自由妨害が十四件、十一人、文書違反が一件、二人、詐偽投票が五件、五人、投票干渉が四件、十人、その他六件、五人となっております。買収が検査事件のうち、件数で六五・五％、人員で六八・六％を占め、最も多くなっております。

なお、インターネット等を利用した選挙運動に対する検査はありません。

次に、警告状況を申し上げますと、総数が千六百九十二件でございます。前回の二千九百三十八件と比べ、千二百四十六件減少しております。警告事案のほとんどは文書関係についてのものでありまして、総件数の九四・〇％を占めております。

また、インターネット等を利用した選挙運動に対する警告は八件となっております。

以上、御報告申し上げます。

○山本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。黒岩宇洋君。

○黒岩委員 民主党の黒岩宇洋でございます。きょうは、ようやく高市早苗倫選特担当大臣の所信の挨拶に対する質疑を行うことができます。そもそも当委員会は、名のとおり、政治倫理の確立及び公選法改正に関して質疑をする委員会でございます。

昨年からことしにかけまして、政治倫理に関しては、残念なことに、政治資金規正法に關し、特

に補助金受給企業からの制限される寄附、すなわち政治献金についての疑惑があったり、中には、規正法に關して違法性を問われ事件化したことなど、国民からの関心も、これは幸か不幸か大変高まっている状況であります。

また、公選法に關しては、先般提出されましたけれども、十八歳選挙権、すなわち選挙権の年齢が引き下げられるということが予定をされておりましたので、これも大変国民の関心が高いという状況の中で、国民の声の代弁者として、当委員会、担当大臣に、やはり大臣の政治倫理及び公選法改正に対する考え方や方向性をお聞きしたいと再三再四要請をしておったんですけれども、常会が開幕されて、今、もう五月の半ばでございます。この時期までなかなか質疑ができなかったことは正直残念な思いであります。大臣にここでお聞きをいたしたいと思っております。

今申し上げた状況の中で、大臣、政治倫理の確立及び公選法改正について、今後、担当大臣として説明責任を積極的に果たしていただきたかと思っております。また、今後予定されます公選法改正そして資金規正法改正の質疑に対し政府答弁を求められたときに、担当大臣として積極的に立ちいただきたかと考えております。この点について、大臣の前向きな姿勢を表明していただきたかと思っております。御答弁、よろしくお願いいたします。

○高市国務大臣 本委員会に何うのが大変遅くなりまして、申しわけございませんでした。

今通常国会が始まりましたから、予算委員会、決算委員会、そして総務委員会、衆参でございます。そんな中で、今週も、この委員会を入れますと、月、火、水、木、毎日衆参両院で質疑を受けているような状況でございました。なかなか日程調整が難しく、申しわけなかったことだと思っております。

やはり、政治倫理、そしてまた選挙に係るさまざまな法制ということにつきましては、民主主義の根幹にかかわる大変重要な問題でございます。

法律を所管する省といたしまして説明責任を果たさなければならぬと思っておりますので、もしも私に対する御質問をいただけますようでしたら、またそのときには応じさせていただきますと思っております。

○黒岩委員 根幹的な部分については、当然、大臣、我々委員とも共有しているということを今よく理解させていただきました。大臣答弁についても前向きに迎えるという、まさに積極的な御答弁をいただいたことについてはありがたく思っております。

そこで、ちよつと政治倫理について、これも大変残念なことであるんですけども、昨年十月、当時の小淵優子経済産業大臣が、みずからの政治団体の政治資金の使途の不透明さを理由に辞任をされました。その際に、政治家として今後説明責任を果たしてまいりたいという御説明をされていらつしやいます。

当委員会は、何度も申し上げますけれども、政治倫理の確立を責務とする委員会でございますので、説明をいただくにはふさわしい委員会だと思っておりますので、これは委員長にお願いをさせていただきますが、小淵優子衆議院議員を参考人として当委員会にお呼びいただくようお願いをいたします。

○山本委員長 理事会で協議させていただきます。

○黒岩委員 それでは、政治資金規正法のあり方について、特に先ほど申し上げた、二十二条の三、補助金受給企業からの寄附の制限、このことを中心にこれから質問をしていきたいと思っております。

この条文は、残念ながら、非常に不明確でわかりづらいです。ね。制限される寄附なのかどうか、この点について疑惑をかけられた国会議員、これは与野党合わせて多数いるわけです。安倍内閣においては六閣僚がこの疑惑をかけられました。

例えば、法をつかさどる法務大臣もこの疑惑が

報道され、すなわち、補助金を受給している企業からの政治献金というものが認識された。しかし、そのことに対して、法をつかさどる法務大臣が説明をするまでに二週間かかりました。しかも、法律の専門家チームを法をつかさどる法務大臣のもとに置いて、二週間かけて、三月になってから、それこそ法務委員会での大臣の所信表明の後にわざわざ時間を割いて、一定の時間の猶予をいただき、今般、調査検討を終え、この場で説明をさせていただきますという説明をされたんですね。

結果、説明としては、寄附の制限のかららない補助金だったということを説明するんですけども、それまでに二週間かかる。しかも、法をつかさどる法務大臣がこまめしなければこの条文と整合性をとれるかどうか分からない。

この二十二条の三の条文というのは一体どういう代物なんだ、そして、国民にとつて、特に法律の専門家でない方たちにとつては余りにもこの二十二条の三というのはわかりづらい条文である、そのようにお感じになりませんか。大臣、御答弁ください。

○高市国務大臣 総務省では、お問い合わせがありました場合には、二十二条の三の趣旨について、解釈については丁寧にお答えをしているつもりでございます。

国から補助金の交付を受けた法人が行う政治活動に關する寄附については、政治資金規正法第二十二條の三により寄附制限と適用除外要件が定められております。

一方で、国から補助金を受けて寄附を行うか否かということについては、補助金等の交付を受けた当該法人等の判断に委ねられております。

今通常国会において、政治資金に關する質疑の環として、法人からの政治活動に關する寄附が政治資金規正法違反となるか否かについてもたび重なる質疑が行われたということですから、こうしたことを踏まえ、より趣旨の明確化を図っていく必要があると考えております。

○黒岩委員 大臣は、予算委員会において、一体

どの補助金がこの寄附制限がかかるのかという質問に対して、こう答弁されていますね。当該企業が寄附をする事前に十分な時間をかけて総務省に補助金を所管する各省が問い合わせをした場合、総務省として考えを示しております。これから示すんじゃないですよ、もう示しております。あわせて、その後に、個別具体的な各省からの相談については総務省はしっかりと答えさせていたでいる、こう答えていられるんですよ。

そこで、お聞きしたいんです。

十分な時間をかけて。では、一年としましょう。まさか二年も三年も前から、補助金が出るか出ないかわからないのに各省が総務省に、この補助金、制限がかかるの、どうなのと問い合わせるわけはありませんから、一年としましょう。では、昨年度、すなわち平成二十六年年度に、大臣のおっしゃる各省、内閣府も含めてもいいです、総務省は除きますけれども、各府省、十一府省からの問い合わせは何件あったのか、それについてお答えください。

○高市国務大臣 具体的な数字を申し上げる場合につきましては御通告をいただかないと、ちょっと今手元に持っておりません。承知をいたしておりません。

○黒岩委員 残念ながら、ちよつとその答弁は腑に落ちないのは、三月十二日の予算委員会、今申し上げたとおりに、各省からの問い合わせに総務省としてはしっかりと考えを示しております、答えておりますと言っているわけですから、その時点で、どういふような問い合わせがあったとか、どういふ補助金について問い合わせがあったとか、そういうことは大臣は御認識している。そういう意味で、では、何件かと言いませんけれども、あったのか、なかったのか、お答えください。

○高市国務大臣 ごさいました。

質問に対して予算委員会です。答弁をいたしましたときには、私もさきと、省内でどういふ問い合わせがさまざまな役所からあったとき、そしてまた議員からある場合もございます、ちゃんとお答

えしているんですねということを確認いたしております。実際に問い合わせがあつて、それに対してきちつとお答えをしているということでございます。

○黒岩委員 非常に不思議なんです。ここに十一枚のペーパーがあります。内閣府とそれ以外の、総務省を除く十一省に全て、二十六年年度のこの一年間、担当所管省庁である総務省に、自分たちが出している補助金等、負担金等も含めて、これについて、寄附制限を受けるかどうか相談をしたことがあるのか、合議をかけたことがあるのかと問うたところ、全ての府省庁から、一件もありませんとちゃんと文書でいただいています。全部文書でいただいています。そうすると、今の答弁とは食い違ひありませんか。

大臣、この食い違ひについて御説明いただきたいと思っています。

○高市国務大臣 今委員がお調べになったのは二十六年年度ということでございますか。二十六年年度以前にはございませう。

○黒岩委員 大臣、十分な事前の時間をかけてといったときに、当面、一年というところで、では、一年間はなかったということはお認めになるんですね。いや、後ろに聞いているんだが、後ろはのぞかなくていいから。(高市国務大臣「誰に、政府委員ですか」と呼ぶ) いや、大臣ですよ。

大臣、いいですか。一年間なかったんですよ。今まで総務省に直近でもあるのかどうかと聞いても、いやいや、ありますよと言っていた。結局、相談をする相手側に確認をとつたら、一年間相談は一回もしていない、こういうことが明らかになつたんですよ。

それで、私が申し上げたいのは、結局、所管省庁に問い合わせすら一年間もない、このような状況なんですね。この条文が追加されたのは昭和五十年です。まさに今から四十年前、当時の三木内閣です。しかも、これは議員立法ではありません。閣法として出され、内閣として、政府として責任を持つてこの二十二条の三という条項を追加し

た。にもかかわらず、今申し上げた、所管省庁に一年間も何の問い合わせもない。

そして、この四十年間で、この二十二条の三で違法性を問われ、罰則を加えられた人間は一人もいない。これは法務省に確認しましたから事実です。そう考えると、この二十二条の三というものが当時追加された、閣法によって条文が制定されたときの思いとは裏腹に、今現在、空文化していると言えろのではないですか。大臣、どうお考えですか。

○高市国務大臣 二十六年年度に問い合わせがなかったということを確認された。二十六年、二十六年の四月から二十七年の三月までの間に各省から問い合わせがなかった。それは、各省において判断ができたということだと思います。それ以前には問い合わせがあつて、あつた問い合わせに対しては、総務省としてはきちつとお答えしているということでございます。

空文化しているんじゃないかということでございますけれども、しかしながら、やはり趣旨として、国から補助金なり助成金を受ける、国との関係をさらに強固にするために、そういった意図を持って政治献金をするというようなことがあつてはいけない、これを防ぐために、そういう趣旨を持って設けられた条文でございます。

その中で、先ほども申し上げましたけれども、確かに、ことしの通常国会において、判断がつきにくい、この条文だけ読んでも、逐条解説を読まれる方もいらつしやるでしょうけれども、判断がつきにくい、総務省にお問い合わせいただいたらいいんですけれども、個々の案件について判断がつきにくいというお声がありましたものですか。今、改善のための措置を講じようとしております。

特に、衆議院の予算委員会、三月三日の予算委員会、総理から、現行法制のもとでどうした問題が生じないように何ができるのかという御発言がございました。

このため、政府といたしまして、政治資金規正

法の趣旨にのっとり、国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限に係る適用除外要件について、ガイドラインを定めて明確化することなど、現行法制下での運用改善を速やかに行うこととしました。

総務省におきまして、政治資金規正法の趣旨にのっとり、可能な限り明確化したガイドラインを作成して、これに沿つて補助金などを分類の上、その結果を交付先に通知するといった形で現行法制下での運用改善を速やかに行うこととして、現在、各府省で分類作業を行つております。

今後は、こうした取り組みで、会社その他の法人が政治活動に関する寄附をするに当たつて、政治資金規正法の趣旨がより明確になっていくと考えております。

○黒岩委員 私は、四十年間この規定に触れた人がいなかったことを悪しとは言わないんですよ。それは法律を遵守してきたという、そのことは当然評価することです。

ただ、この後、結局は、疑惑が出て、今言つたように、曖昧で、結果的には寄附制限を受けないという結論になつてしまふんだつたら、何のためにこの規制の網をかけたのか、そういう意味でこれが空文化している。

まさに、今国民が思っている、この条文があつたつて、結局は知らなかつたで済まされる、そして他の団体を通せば済まされる、そして例外規定その他、性質を伴わないものだったら許されちゃう、結局、みんなその例外規定に該当しちゃつて、何にもこの網にかからない、まさに「ざる条文」という意味で空文化だと申し上げたんですよ。それは御理解いただけたと思います。

それで、今大臣が先んじておっしゃられましたけれども、運用で今のこの状況を、政治家たるもの誰かが疑惑をかけられてしまふこの条文の不明確さを何とか改善しようという趣旨でガイドラインというものができたということなんですけれども、これを皆さんもちよつとごらんになつて下さい。皆様のもとに、これは私が資料として出し

ております、黒岩宇洋事務所資料作成と。

ただ、これは誤解なきようにですけれども、右側について「資料一」というのは、これは私がつけた文字ではありませんからね。これははもともついていた。「二ページはぐつていた」と「資料二」というものが出てきます。これも私がつくった文言ではないです。

そこで、この二つの資料に大きな違いがあることにお気づきになられると思います、見ていただくと。資料一、すなわち、ここで言うところのはぐつて三枚目のこのガイドラインには「総務省」というクレジットが入っていますね。しかし、一枚目、資料一、これにはクレジットが入っていないね。

この資料一を一枚はぐつていただきますと、「(3)補助金等の分類及び通知」とあります。ここに書いてあるように、補助金等を所管する各府省庁は、当該補助金等の交付要綱等を踏まえ、補助金等の分類作業をする。分類作業というのは、これが寄附制限、すなわち二十二条の三の寄附制限に当たりますよ、これは当たりませんよという分類作業を行うとともに、交付決定通知、すなわち、各企業に補助金を交付するときに、その交付先に、これは寄附制限を受けるから、一年間はあなたは寄附すると法律違反ですよ、この補助金は制限を受けませんよと通知するものとする。これは、どう読んでも指示命令書ですよ。

いいですか。各府省庁に対して、このクレジットのない二枚の紙は指示、命令をしているんです。そして、私、総務省に聞いたんです、まずはこのクレジット、差出人というのは誰なんだ、誰がこれを書いたんだと。そうしたら、答えはこういうことでした。非常に日本語としてはわかりづらい概念でした。政府としての取り組みについて、総務省が事務局としてつくった文書です。ですから、書いたのは総務省です。

そこで聞きたいのは、では、指示、命令をする主体は一体誰なんですか。大臣、教えてください。○高市国務大臣　そもそも、この運用改善につい

てという資料でございますけれども、総理の御発言を受けて、政府として現行法制下での運用改善を速やかに行うということになりましたので、この運用改善についてという資料は、政府として、その取り組みに係る経緯ですとか趣旨ですとか分類作業の進め方、そこから進めていきますよということ、会議において、事務方である総務省が作成して、各府省庁に会議資料として示したものでございます。ガイドラインとは別のものがございます。

○黒岩委員　ですから、省庁間を超えて指示、命令なんてできないでしょう。ですから、主体は何か。政府なのか、政府がなのか。

では、この二枚の文書の法的な根拠、法的ではないにしても、これを権威づけることができる何らかの根拠はあるんですか。大臣、お答えください。

○高市国務大臣　ですから、この運用改善についての紙は、会議の配付資料です。これからどのように進めていくかということで、各府省で打ち合わせをするための配付資料です。この紙がオンラインで最終的な決定事項であって、法的根拠があるというふうなものではなくて、改善のためにつくられた。

完成版はこのガイドラインです。このガイドラインに従って、今、各府省が具体的な今年度の補助金を分類しているということです。

○黒岩委員　ガイドラインは五枚もあるんです、ここで説明しませんよ。ただ、ここには、何々するものとか、指示、命令は何にも入っていないんです、ガイドラインは。逆に、この宛名のない紙二枚には、幾つか指示、命令が書き込まれているんです。

今言ったように、クレジットがない文書というのは、ともすれば、内容、趣旨は違いますが、昨今問題になった厚労省のあの「一〇・一文書、出どころがわからぬ」と。これはマスコミは怪文書と呼んでいましたよ、非常に失礼な言い方かもしれませんが、

ですから、大臣、私は、そんなクレジットのない文書で、運用で、今申し上げた二十二条の三の補助金からの、制限された寄附を受けた企業からの献金について、ここにいる誰もが疑惑を抱かれる可能性がある、こういったものを改善するにおいて、こんなクレジットのない文書で、運用によって改善する、こんなことができるのか。ならば、法改正で堂々と改善すればいいじゃないですか。いかがですか。

○高市国務大臣　総理が予算委員会の答弁で、現行法制下でできることをということでおっしゃいましたので、政府として、現行法制下でできる改善策を皆で話し合っ、総務省が事務局として、最初の段階は会議でこの資料をお配りして今後の進め方を決めた上で、このガイドラインを、「資料二」と書いた方ですが、このガイドラインを固めました。

ということで、委員がなぜ、クレジットのない紙だから物すごく大問題だと……（黒岩委員「当たり前でしょう。クレジットがなきゃ、各府省に命令できないでしょう」と呼ぶ）これは会議の配付資料ですから、事務局としての。

○黒岩委員　大臣、大体、差出人のない文書というのは、みんな痛くもない腹を探られるんですよ。

資料一、資料二で、資料二にはクレジットがあつて資料一にはない。よくこんな不可思議な対応で、あれだけ問題になった資金規正法に対する疑念を、この二十二条の三の明確化を図ろうという、私はどうもその意図というのが、本当に、逆にばかりかねる。

では、ここにあるように、各府省庁に対して、交付決定前に、この補助金は寄附制限がかかりますよ、かかりませんよということを法文に落とし込めばいいだけじゃないですか。何でそれをためらうんですか。その方が明らかに厳格化されるわけですし、何度も申し上げますけれども、これは、補助金を受給して献金する企業だけでなく、受ける側の我々国会議員誰もが、この不明確な状況を本来なら防ぐべきでしょう。そのために法改正

でより一層厳格化することをなぜためらうんですか。そのことが私は不思議でなりません。お答えいただけませんか。

○高市国務大臣　民主党から、政治資金規正法改正案が当委員会に提出されていると承知いたしておりますので、その中に入っているものについて私がコメントするというのは適切でないかもしれませんが、今、法文にそれぞれの補助金が合法か違法か落とし込めないかという話ですよ。もしそういうお話でしたら、年度によってさまざまな政策があります。さまざまな新規の補助金ですとか助成金が出てまいりますよ。それを一回ずつ法改正して条文に落とし込むということが現実的かどうかということでございます。

先ほど、クレジットがない書類だからとおっしゃいましたけれども、これは事務次官会議で使ったものなんです。これは各府省とも了解しております。たまたま法律を所管するのが総務省ですから、事務局として、今後の進め方の相談について、上二枚の紙を配らせていただきました。ガイドラインですけれども、これも、各府省がしっかりと、これは二十二条の三第一項に規定するものに該当するか否かというのを分類するに当たっての指針、目安となる解釈を、総務省が法律を所管する役所として責任を持って取りまとめたものです。

各府省において、今、分類作業をそれぞれの補助金について、今年度分ですよ、それぞれの補助金についてしていただいておりますので、これはしっかりと進んでいく、近いうちにお示しできる状況になっております。

○黒岩委員　出どころのわからぬペーパーで次官会議が開催されているというのはびっくりしました。そんなことがあり得るのかと、本当に、ただただあきれましたけれども。すごいことです。すごい事実が今わかりましたよ。どこの省庁が出したかわからぬペーパーで、我が国の事務次官会議が開かれている。びっくりしました。

それで、もつと大きな観点から聞きますけれども

も、いいですか、規正法というのは刑罰がかけられてるわけですから、我が国憲法三十一条が要請する手続の適正化、すなわち罪刑法定主義に照らし合わせても、これは運用ではなく、当然、法律によって明確化していく、このことが憲法の要請だと思いますが、大臣、いかがお考えですか。

○高市国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、民主党から法律案がこの委員会に提出されていると聞いておりますので、これに対して、政府として、その内容にかかわることについてはいいとか悪いとか発言するのが適切だとは思いません。どうか、この委員会において、各党各会派において御議論をいただきたいと思っております。

○黒岩委員 私どもの改正案を議論しているんじゃないくて、規正法という大臣が所管している法律について、どうあるべきかということ議論しているんですよ。私は今、個別具体的なことは申し上げていませんからね。

時間に制限があるので。

大臣、我々、この国会というところに属する議員の身分に直結する法律なんですね、資金規正法というのは。しかも、今言ったように刑罰が科されるわけですから、まさに我々の身分に直結するものですよ。だからもともと議員立法で出されているわけですね。それを、今国民から大きな疑念を抱かれた、二十二条の三に対しても大きな疑念を抱かれた、このことに対して、明確化していく、この条文を明確化していくことを、行政府の総務省という一省庁のガイドライン、運用なるものに任せるなどということは、大臣も立法院にいる一人の政治家であるという立場からして、そんなことは私からいえば立法院の自殺行為ですよ。

立法院が立法院として責任を持って、議員立法でも、またそれは議院内閣制ですから行政府としても、先ほどの昭和五十年の閣法もそうでした、政治家として、みずからの身分にかかわることはみずからの手で法律に落とし込んでいこう、こういうことが私は筋論だと思ってるんですよ。大臣、そのことはどうか御理解をいただきたいと思

います。

時間が限られてしまいました。

先ほど私は触れていません、きょう、この後に、私どもとして改正案を提案いたします。私の今の議論の中でも、やはりこれは運用よりもきちんと法律を見直していくことがいいのではないかとお考えになった方も多いと思いますよ。

ですから、この改正案の議論についてどうか大臣も御理解いただき、そして当委員会の委員の皆様にも強く強く御理解を求めまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山本委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 維新の党、信州長野の井出庸生です。きょうはよろしくお願いいたします。

冒頭、昨年の選挙結果の御報告をいただきました。もう少し早くこの場で御報告をという思いは黒岩委員と同じなのですが、やはり、小選挙区で投票率が五二・六六、戦後最低と改めて聞かれますと、私としてはいささか残念だったなという思いがあります。

きょうは、投票率にもかかわらず合いのあることだと思っておりますが、選挙の報道、特にテレビ局の選挙報道について伺いたいと思います。

まず、公職選挙法を見ますと、この法律の目的、第一条の最後のところに、「民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」という一言で締められております。また、放送法を見ますと、放送法の方も第一条、目的の最後のところなんです

が、「放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」と書かれております。どちらも民主政治、民主主義の発展という意味で、公職選挙法と放送法、重なり合うところが私はあるなと思いました。

そして、現実的にどうかといっても、やはり、テレビの放送の中での選挙報道、いろいろな角度から盛んな報道がなされて、国民に問題提起がなされて選挙の当日を迎えるということにおいて、テレビの選挙報道と選挙というのは、もはや密

接なかわりが現実としてもあると思うんですが、まず、そのあたりのごつくばらんな大臣の思いを伺いたいと思います。

○高市国務大臣 今、井出委員が御紹介くださいました放送法の第一条も、健全な民主主義の発達を法の目的の一つとして掲げておりますし、公職選挙法の第一条も、民主政治の健全な発達を期することを法の目的として掲げております。

いずれの法律も、我が国の民主主義において極めて重要な役割を担うと思っておりますので、それらの法律を所管する大臣として、その職責の大きさを十分に踏まえながら、しっかりと働かせていただきます。

○井出委員 もう少し、繰り返し重ねるような聞き方で恐縮なんです。かつての小泉純一郎総理の政権、郵政解散ですとか、あと民主党の政権交代の際もそうだったと思いますけれども、選挙が盛り上がりつつあるときに、その一助となるテレビの選挙報道というものがあって、私は、政治をやっている立場からすれば、何とか一人でも多くの方に投票していただきたいですし、それに資する選挙報道というものをテレビ局にも積極的にやっていただきたいと思いますが、その思いは共有していただけるかどうか、伺いたいと思います。

○高市国務大臣 共有いたします。

○井出委員 ありがとうございます。

これから伺うのは、私は前に予算委員会でも伺ったんですが、きょうお配りしております資料の一枚目、新聞記事を幾つか見出しがわかるように並べているんですよ。

昨年の総選挙、先ほど、戦後最低の投票率となったという話もありましたが、そのテレビの放送、選挙報道に対して、このような新聞報道がされて、見出しが出ています。「テレビ選挙報道 自民文書に恐れ」「自民の中立要請 選挙報道に影響」「争点の政策扱いに偏り 政治家の資料映像激減」など、ここに紹介し切れないものもたくさんあって、これはほんの一例にすぎないのです。

この全ての記事が指摘をしているのが、私が前

にも予算委員会でも伺った、昨年の十一月二十日に自由民主党が各テレビ放送局の政治取材のしかるべき立場の方にお願という形で渡した文書でございます。

選挙が行われるまでの期間においては、さらに一層の公平中立、公正な報道姿勢に御留意をいただきたい。具体的に、出演者の発言回数ですとかゲストの出演者、テーマについて特定性と出演者への意見の集中がないなど、四つの項目が挙げられているんですよ。

私は、この問題を予算委員会で取り上げたときに、総理から、選挙の前に間違った事実を提供された場合、多くの議員が議席を失う、それは取り返しがつかない、後で謝られても、もし意図的にやられたのであればこれは大変な問題になるわけであって、意図的でないとしても、やはり対立する事実についてはちゃんとやってもらいたいというところを選挙の前にお願いするのは、私は当然のことではないかと、そういう御答弁を総理からいただきました。

私は、公平中立、公正というものは、自民党が求める公平中立、公正と、また各テレビ局やそれを見る視聴者が感じる公平中立、公正というものは、それぞれ違いがあるものだ、主観が入り込むものだと思っております。

改めて伺いたいのですが、この文書が、放送法の三条に定められております「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」これに抵触するのではないかと私は考えますが、改めてその御見解をいただきたいと思っております。

○高市国務大臣 このお配りいただいている資料のような、選挙時期における選挙報道の公平中立を求める文書、あとは公正と書いてありますね、昨年末、自民党及び複数の野党から在京の放送事業者に届いたということは、私も報道で知りました。

その後、この文書を取り寄せたんです。自民党

分のみをまず取り寄せたんですけれども、放送法にのっとった内容で報道していただきますようお願い申し上げます。願ひ申し上げる次第ですという形の丁寧な依頼文であって、これで何か圧力を相手を感じるような内容とも思えないとの感想を持ちました。

いずれにしても、こういった依頼文、これは与野党から発出されておりますけれども、こういうものが届いたとしても、放送事業者においては、放送法四条の規定にあるとおり、政治的に公平、報道は事実を曲げない、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするといった原則に従って放送番組を編集することになっておりますし、放送事業者におかれましては、この放送法の規定に基づいて自律的に放送番組を編集しておられる、このように認識をしております。

○井出委員 先ほど申し上げましたが、公正中立というものは、自由民主党の考える公正中立とテレビ局が報道に際して考える公正中立、また視聴者を感じる公正中立は、私は違うと思うんですよ。その公正中立というのが、私は、それぞれの受けとめ手の違いであって、テレビの放送の公正中立というのは最終的には視聴者の御判断だと思ひますし、お願いとはいへ、自民党の考える公正中立と視聴者の考える公正中立というのは一致しないと考えると、やはりこれは干渉としか言いようがないと思うんですよ。

干渉というのは、他人のことに立ち入り、自分の意思に従わせようとするのであって、公正中立という文言の意味の広さを考えれば、やはりこういう要請というものは干渉に当たると言わざるを得ないと思ひますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 自分の意思に従わせようとすることだと今委員は解釈をされましたけれども、それであれば、干渉には当たらないと思ひます。非常に丁寧な依頼文で、最後に「ご無礼の段、ご容赦賜り、何とぞよろしくお願い申し上げます。」とまで書いてありますし、何か放送法に書かれてある規定を逸脱した、無理なことをしろとか、

そうしてもらわなきゃ困るとか、そういうことを書いてある文書でもなく、干渉に当たるとは思ひません。

例えば、私どもの役所から行政指導なるものを行うことがあります。そういったものも助言の域を出ておりません。相手がそれに従う必要はないわけですが、そういう義務は課しておりませんので。

ただの依頼文だと思ひます。

○井出委員 テレビ各局の電波の免許、その交付というものを政府が行っている。その政権を担当している政党がこういうお願いをするというのは、私はお願い自体をやはり控えるべきだと思ひますが、そうはお感じになりませんかでしょうか。

○高市国務大臣 政党が判断をしてなされている行動でございますから、政府として、これに對してこうするべきだとかこうするべきではないとと答えするような立場ではないと思ひます。

先ほどは、あくまでも委員の御問いに對して、この文書を見ての私の感想は申し上げました。いわゆる干渉に当たるといふものではないと思われるといふ旨も申し上げましたが、こういった依頼文を出しちやいけなかつたかということについては、これは政党の御判断でございます。政府としての答弁は差し控えます。

○井出委員 私は、出す出さないの判断を、政党の判断を大臣に伺っているのではなくて、それが放送法の干渉に当たるとはなないか、そういうことをお伺いしているんです。明確な見解をいただきたいと思ひます。

○高市国務大臣 先ほど答弁申し上げましたが、相手を自分の意思に従わせようとするのが干渉であるのであれば、それは当たらないと思つております。

○井出委員 きょうお配りしております資料の一枚目の新聞記事、私が御紹介するまでもなく、このことは大臣も既に御存じだと思ひますが、政権が、そういうつもりはない、そういう言葉を言いながら、テレビの政治取材のしかるべき方に

党本部に來てもらつて、それを渡すと。

総務省が各放送局に、通知だか連絡だかわかりませんけれども、その中身も、私、選挙のものは何って資料の三枚目につけてありますし、あとはせいぜい天気、気象災害に関する中央防災会議の何か連絡を情報伝達する、その程度の話だと思ひております。

政権側にその意図がなくても、こういう報道がされて、この新聞記事を詳細に見ていきますと、実際に選挙の報道が、その前の二〇一二年の選挙と比べて三分の二に減っているという数字もあるわけですね。この事実をやはり重く受けとめなければいけない、私はそう思つておりますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 私は、与党であれ野党であれ、こういう依頼文が放送事業者に渡された、それによつて、放送事業者が報道の内容を放送法を逸脱するような、政治的に公平でもないものにしたたり、事実を曲げて報道したり、意見が対立している問題について、例えば自民党の言い分だけを報道したり、そういうことをなされたとしたら、それは大変問題だと思ひます。

しかしながら、放送事業者においては、しっかりと放送法第四条を遵守して、矜持を持つて報道されていふものと思つております。

○井出委員 私は、テレビの放送が、放送法の公正中立がなくて、新聞社のように自由な報道が認められていふのであれば、政党が、要請をしたり、抗議をしたり、訂正を求めたりしてもいいと思ひます。

しかし、放送法の公正中立と自民党の考える公正中立とテレビ局やそれを見る視聴者の考える公正中立、私は三者三様と思ひます。だから、この公正中立という放送法概念があるから、私はこういう問題が起る一つの要因でもあるのかなと思ひます。

こういうことが干渉に当たらないとおっしゃるのであれば、私も、では、いっそのこと、放送法の公正中立を取つて、テレビも自由にやつて

もらおう、インターネットが普及しているし、テレビが世の中全体に占める情報のウェイトも下がつてきていますし、もう放送法の公正中立というものを取つてやつていこうというのであれば、干渉にも当たらないと思ひますし、どんなやつていただいていいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 放送法第四条第一項第二号に規定されている「政治的に公平であること」という番組準則ですが、これはもう放送法の根幹をなす原則の一つでありますから、NHK、民間放送を含めて全ての放送事業者に適用されるものであります。

やはり、有限希少な電波の一部を独占的に使用し、不特定多数の者に対して紙媒体以上に同時に安価に情報提供が可能であるという物理的な特性を有し、社会に与える影響力も依然として非常に大きなものであるということから、この「政治的に公平であること」という規定の適用が必要だと考えております。

これを取つてということについては、私どもは考えておりません。

○井出委員 放送法の公正中立の部分根幹で、大事である、そういうお考えであるならば、放送法の法律、ルールを守るのには、まず基本的には、放送、テレビ局ですね、テレビ、ラジオの事業者が一義的な責任がある。ただ、それを所管しているのは総務省であり、大臣である。ですから、私は、公正中立というものが守られるように殊さら目配りをしていただくのは、やはり大臣のお役目だと思ひます。

ルールという意味で話をしますと、人が横断歩道を信号が青に変わるのを待っていて渡ろうとしたときに、その横断歩道の前を車が、車の信号が黄色だったと思つて、スピードを上げて突っ込んでくれば、信号が青でも歩行者はちやうどしなればいけないんですよ。ルールを守るといふのは、一義的な人間にまずその責任がありますけれども、その周りの環境、周りでかかっている人

もルールを守るということは非常に大切なことだ
と思います。

そういう意味で、きょう問題提起をさせていただ
いておきますし、もう少しこの私の思いを大臣に
重く受けとめていただきたいと思います。いかに
がでしょうか。

○高市国務大臣 憲法は、表現の自由、そして言
論の自由、これを保障しており、最大限これは尊
重すべきものであります。ただ、公共の福祉によっ
て一定の制限も受けるものであります。ですから、
放送番組が政治的に公平であるということにつ
いては、こういった観点から、現在においても、N
HK、民放を問わず遵守することが求められてお
ります。

そして、憲法というのは、授權規範でもあり制
限規範でもあると考えます。つまり、国に対して
権力を与える、また、みんなの権利を守るために
権力の行使を制限する、そういった両面を持つも
のだと思っております。

憲法に従って、放送法を含め、さまざまな法律
がございます。恐らく放送事業者には多くの意見
が寄せられているでしょう。視聴者からも、それ
からスポンサー企業からも、そして今般のように
政党から意見が寄せられることもあるかと思いま
すが、少なくとも、所管官庁である総務省が権力
をもって放送事業者の法に認められている権利を
何か制限することのならないように、法にのっ
とった指導をやることはありますけれども、そう
いったことは大切にしたいと思っています。

ただ、それは政党であれ、また政治家であれ、
与党であれ、野党であれ、放送事業者に対して圧
力ではなくて意見を申し上げる、依頼を申し上げ
るということは、これは否定されているものでは
ないと思います。それが実際に政治的な何か圧力
となつて、放送事業者がそれによって放送法を破
らなきゃいけない、守れない状況ができれば、こ
れは明らかに三条違反ということになります。し
っかりと放送法の趣旨にのっとり自律的に放送を行

ていた、昨年の選挙ということに関して言いま
したら、そのように私は認識をいたしております。

○井出委員 きょう資料でお配りしております
新聞の、テレビ局の自粛という問題を重く受けと
めなければいけないと思いますし、今回の選挙、
戦後最低の投票率で、大臣に冒頭、テレビ局の選
挙報道に対する、いろいろな角度からいろいろ放
送していただいて健全な選挙のために資するとい
う思いは共有をさせていただいたと思うので、私の
思いは伝わっているとは思っています。

今、憲法のお話もありましたし、放送法、公職
選挙法で民主政治、民主主義という話もあります
けれども、私は、憲法や民主主義、民主政治とい
うものは、決して、どなたか言うように、王政
時代のものであったとか、あのときは権力を縛るも
のだったというようなものではなくて、常にその
時代時代において不断のチェックをかけていかな
ければいけない。その役割を報道、テレビの放送
機関というものは負っている。その放送の自由、
表現の自由、公正中立というところを大臣がまさ
に御担当されているわけですから、ぜひきょうの
質問をよく覚えておいていただければ、そのよう
に思います。

残り一分ですので、一点だけ別件を伺います。
さきの選挙で、インターネット選挙、二回目と
いうことでいろいろやりましたが、有権者の方が
パソコンの電子メールを使つてはいけないとい
うところ、フェイスブックやツイッターのメッセ
ージ機能、そういうものがよくて電子メールがい
けないというところはどうしても説明がし切れず、
ぜひこれも解禁をしていくことが必要であ
り、大臣にも、大臣のお立場でなくても、党内で
も結構ですから、その後押しをしていただきた
いと考えますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 平成二十五年に成立しましたイ
ンターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正で
すが、これは各党各会派により御議論いただいて
成立したものです。

この改正法の附則において、今、委員がおつ

しゃつた一般有権者への電子メール解禁につ
いては、インターネット選挙運動の実施状況の検討を
踏まえ、適切な措置を講じられるものとするとな
っております。

この解禁後の諸課題の検討を行うために、検討
の場として各党協議会が設置されて、議論がなさ
れていると思いますので、またその議論の状況を
見守りながら、総務省として必要な措置をとるべ
き結論が出ましたら対応させていただきます。

○井出委員 終わります。どうもありがとうございます。

○山本委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。
きょうは、有権者の投票機会の確保、選挙の公
正性、公平性の確保を求める立場から、選挙の現
状認識と政府の施策についていただきたいと思います。

最初に、幾つか数字で教えていただきたいん
ですが、国政選挙の投票所数の推移について、二〇
〇〇年と二〇〇五年、それから二〇一四年の各衆
院選における投票所の総数がどうなっているのか
について、まずお答えください。

○あかま大臣政務官 お答えいたします。

国政選挙、二〇〇〇年、二〇〇五年、二〇一四
年の投票所数というお尋ねでございます。
二〇〇〇年、平成十二年が五万三千四百三十四
カ所、二〇〇五年、平成十七年が五万三千二十一
カ所、二〇一四年、平成二十六年が四万八千六百
十七カ所となっております。

○塩川委員 二〇一四年の総選挙の投票所総数
というのは、十年前の二〇〇五年に比べても、一割
も減少しているわけがあります。

次に、午後八時となっております投票所の開鎖
時刻を繰り上げた投票所数の推移についてです
が、同様に、二〇〇〇年、二〇〇五年、二〇一四
年の各衆院選における開鎖時刻を繰り上げた投票
所数と、その全投票所に占める割合についてお答
えをお願いします。

○あかま大臣政務官 お答えをいたします。

それぞれの年における開鎖時刻を繰り上げた投
票所ということでございます。

二〇〇〇年、平成十二年が四千六百四十四カ所
二〇〇五年、平成十七年が一万二千九百五十七カ
所、二〇一四年、平成二十六年が一万七千八百八
カ所となっております。

その投票所総数に占める割合でございますが、
二〇〇〇年が八・六九％、二〇〇五年が二四・四
四％、二〇一四年が三五・一九％となっております。

○塩川委員 今お答えいただきましたように、投
票所が八時となっているものを早める、七時に
なったり六時になったり、そういった投票所とい
うのが、二〇〇〇年のときに八・六九％、それが、
昨年の二〇一四年では三五・一九％と、三分の一
を超えるという大きな割合に今至っております。
大幅に増加をしたわけがあります。

昨年の総選挙、例えば群馬県などでは、繰り上
げ率が九九％とお聞きをしております。人口三十
万人を抱える前橋市や高崎市のような大都市でも
も、全投票所で開鎖時刻が繰り上げられていると
いうことであります。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、このよう
に、都市部を含めて三分の一を超える投票所で投
票時間が短縮されるというのは、国民の基本的な
権利である選挙権、投票権の行使を大きく制約す
ることになっているのではないのか、この点につ
いての御認識をお尋ねいたします。

○高市国務大臣 まず、投票時間の繰り上げ、投
票所開鎖時刻の繰り上げでございますけれども、
これも地域住民の生活パターンから、早朝から昼
にかけて投票が集中しているという理由、それか
ら、都市部も含めてという委員の御質問でしたけ
れども、特に中山間地では、夕方から夜間につ
いて投票に危険が伴うことというのが主な理由とし
て挙げられております。背景は、やはり高齢化や
過疎化など人口減少の影響もあるかと思えます。
しかし、投票の権利というのは、これは民主主
義の基礎的な部分でありますから、各選挙管理委

員会には、投票所の設置や投票時間の設定に当たって、投票人の投票機会の確保に十分配慮するように、これまでも累次にわたってお願いの文書を出していたしております。

○塩川委員 山間地域ですとか高齢者が多いとかそういうお話もありますけれども、今紹介しましたように、高崎市、前橋市、そういった大都市部でも、全投票所が繰り上げているわけです。それというのは、やはり投票機会を失うことになりはしないのか、損ねることになりはしないのか。そこはいかがですか。

○高市国務大臣 この繰り上げも、よほど特別な理由があるときには仕方がございませんけれども、実際に八時まで投票していても、その間人が来ないとか、その時間帯の交通事情が悪いとか、そういった特別な事情がある場合には仕方ありませんけれども、都市部でそういった理由がない場合に投票所の閉鎖時刻をむやみに繰り上げてしまふということになりますと、これは投票人の投票の機会を奪うことになります。

各選挙管理委員会には、地域の実情にきちっと応じて対応していただくこともお願いしておりますし、そして、仮に、実際に八時まであけておくニーズがないような地域であっても繰り上げをする場合には、きちっとそれが有権者の皆様に徹底できるように、投票券、入場する券にちゃんと書いておいてもらうなどの対策をとってほしいということも要請をいたしております。

都市部について、むやみな繰り上げというのは決して好ましいことではありません。

○塩川委員 都市部において、むやみな繰り上げというのはやはり好ましくないというお話でございました。

確かに、例えば、財団法人の明るい選挙推進協会、明推協がアンケート調査を行っております。この数字を見ますと、例えば直近ですと、国政選挙では二〇一〇年の参議院選挙ですが、午後六時以降の投票者は全体の九％。また、そのうち二十代、三十代というのが、一五・二％の方が六時以

降に投票しておられるんですね。全体の八割の方が午後八時までの投票を希望している。

また、二〇一一年の統一地方選挙に、やはり明推協が行ったアンケートを見ても、六時に降に投票している人の割合というのは、二十歳代が一三・三％、三十歳代が二三・三％、四十歳代が一八・四％ですから、若年世代において午後六時以降の投票者が非常に多い。

若年者の投票機会の確保のためには、繰り上げというのは逆行しているということも指摘をしなければなりませんし、投票時間の繰り上げについては、今のままでよいという方が、有権者のアンケートでも八割を超えているというのでも出ております。繰り上げというのが有権者の要求にも反するものだというとも言えると思います。

その点で、例えば、二〇一五年三月号の選挙時報で、総務省選挙部管理課選挙管理官による総選挙の総括が書かれておりました。昨年末の総選挙ですけれども。

その中では、投票所閉鎖時刻について、閉鎖時刻繰り上げは、選挙人の投票の機会を奪うことにもなりかねず、極めて慎重に判断する必要がある、一部には、閉鎖時刻繰り上げが投票率の低下の一因ではないかと声もある、現在繰り上げを行っている団体にあつては、今回の選挙に向けて、いまだ一度検討をお願いしますとあります。

この総務省の選挙管理官の総選挙総括ですけれども、ぜひこの点で大臣の方から、それぞれ地方団体、選挙管理委員会にそういう訴えをお願いしたいと思っているんですが、投票所閉鎖時刻の繰り上げを行っている自治体に対して、繰り上げの見直しを働きかける、そういうお考えはありますか。

○高市国務大臣 私の名前で発出することについてはやぶさかではございません。

二十六年十一月二十五日も、選挙部長の名前でございましたけれども、やはり、投票所の開閉時間の繰り上げまたは繰り下げについて、特別の事情がある場合に限り行われているところでありという

ことで、選挙の行われる時期や地域の実情を精査し十分な検討を行って厳正に対応する、必要に応じて十分に説明するよう努めることといったこと、それからまた、各種広報媒体の活用により、あらかじめ十分な周知を行うことも書いてあります。

選挙人の混乱も起きてはなりませんし、その時間帯が危険だとか、ほとんど投票人が来れないとか、特別な事情がない限りは、むやみに繰り上げをする、これは決して好ましいことではありませんので、さまざまな機会に周知はしてまいりませうけれども、やはり問題があると考えましたら、大臣名での通知も行わせていただいていたいかと考えております。

○塩川委員 国政選挙ですから、全国一斉、一律に行われます。それで投票時間に大きな差があるということが、本来、国民の投票機会の確保という点では、これはあるべき方向ではないのかなと思っております。

そういう点でも、こういった投票時間について、今、市区町村が決めることができるという地方分権一括法のスキームもあるということですから、そういう点でのあり方について、少なくとも国政選挙ではしっかりと投票機会を確保する、大都市部で繰り上げたようなところについてはしっかりと見直しをしてもらう、こういうことについては、やはり国政選挙の執行に当たっても責任を持つ大臣としての通知などを改めてお願いしたいと思っております。

それと、投票機会の確保が重要ということを考えたときに、こういった国会議員選挙執行に当たって国が負担する選挙経費の削減というのをこの機会に見直すべきではないのか。

二〇一三年に選挙執行経費の基準法が改定をされて、投票所経費、開票所経費が減少いたしました。その前回改定時からの減少について、減少率がどうなっているかについて御説明をいただけますか。

○あかま大臣政務官 執行経費基準法の平成二十

五年改正の前と後での伸び率をということでございます。

執行経費基準法の平成二十五年改正前後の伸び率については、投票所経費については、市の投票区で選挙人数が二千人以上三千人未満であるものの基準額で見ますと、衆議院選挙が二〇・四％の減、参議院選挙が二〇・九％の減となっております。

また、開票所経費については、市の開票区で選挙人数が三万人以上四万人未満であるものの基準額で見ると、衆議院選挙が二七・〇％の減、参議院選挙が同じく二七・〇％の減となっております。

○塩川委員 今お答えいただきましたように、投票所経費というのは二割以上削減がされ、開票所経費は三割近くが減少されているという点では、選挙経費が大幅に減少しております。

大臣にお尋ねしますが、こういった選挙経費の削減というのが、投票所数の減少ですとか、また閉鎖時刻の繰り上げに拍車をかけているんじゃないのか。そういった点でも、しっかりと投票機会の確保、繰り上げについても見直しをするというのであれば、こういった予算の削減そのものの見直しが必要なんじゃないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 投票所に係る経費につきましては、これは執行経費基準法において、投票所数に応じて交付するなどの財政措置が講じられております。

近年、投票所数が減少しているということもございまして、これはむしろ経費面からの影響というよりは、過疎化による選挙人数の減少ですとか、あと、市町村合併などを契機とした投票区の見直しなどによるものだと思っております。

しかし、投票区の見直しによってまたなかなか投票に行きにくくなっちゃったという声も聞いておりますので、これも、しっかりと各選挙管理委員会に対して、有権者にとって一番投票に行きやすい環境をつくっていただくように改善をお願い

○船田議員　ただいま議題となりました公職選挙法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしましたして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

ます。

本法律案は、昨年六月に超党派の議員立法として成立いたしました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の附則に定められた選挙権年齢等の引き下げの措置を講ずるとともに、あわせて、当分の間の特例措置として、少年法等の適用の特例を設けようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、選挙権年齢等の十八歳への引き下げについて、公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等を十八歳以上に引き下げることにしております。

第二に、施行期日について、この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙の公示日以後にその期日を公示され、または告示される選挙から適用することとしております。

第三に、選挙犯罪等についての少年法の特例等について定めております。

まず、選挙権が十八歳以上の者に付与されることとなる一方で、少年法の適用対象年齢は現行の二十歳以上のままとされていることから、選挙の公正確保と少年保護との均衡を図る必要があります。そこで、本法律案では、十八歳以上二十歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、家庭裁判所は、原則として、検察官への送致の決定をしなければならないこととしております。

また、十八歳以上二十歳未満の者が犯した連座制の対象とならない公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件について、家庭裁判所が検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととしております。

さらに、選挙権年齢の引き下げにより、選挙権

年齢をその要件とする資格に関する年齢も連動して十八歳に引き下がることとなりますが、特例として、当分の間、十八歳以上二十歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務につくことができないこととするともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととしております。

第四に、民法の成年年齢等の引き下げに関する検討については、国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が十八歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における十八歳以上二十歳未満の者と二十歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設けております。

以上が、本法律案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十九日金曜日午前九時三十分、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、提出者の皆様は御退室していただいで結構であります。

○山本委員長 次に、黒岩宇洋君外三名提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案、江田憲司君外四名提出、政治資金規正法の一部を改正する

法律案、穀田恵二君提出、政党助成法を廃止する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。黒岩宇洋君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○黒岩議員 民主党・無所属クラブ提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。いまだ後を絶たない政治と金をめぐる不祥事が国民の政治不信の温床となつていことを重く受けとめ、いわゆる企業・団体献金を初めとする政治資金調達について、国民の理解を得られるものとする必要があります。

しかしながら、企業・団体献金のあり方の抜本的議論は各党で大きな隔たりがあり、早急には結論を紡ぎ出せないことも現実であります。ついては、国民から急ぎ改正が求められている課題に対処し、補助金を受ける企業による献金規制の厳格化、すなわち、現行法制の寄附制限規定の曖昧さを排し、禁止事項を明確化すること、また、罰則の強化により、政治資金調達の適正化を促進する必要があると考えます。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

まず、補助金等を受けた会社等が行う政治活動に関する寄附の規制強化であります。

第一に、寄附制限の対象とされない例外的な補助金等について、現行法では、政党交付金のほか、試験研究、調査または災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものも含まれることとしておりますが、この要件では曖昧です。そこで、政党交付金以外の例外については、今後、個々に法律で明確に定めることとしております。

第二に、国からの補助金等を財源とする間接補

助金を受けた会社等についても、政治活動に関する寄附を一年間できないこととしております。

次に、補助金等を受けた会社等に係る規制の実効性確保であります。

第一に、政党及び政治資金団体は、会社等から寄附を受けようとするときは、あらかじめ、その会社等に対し、規正法に定める寄附制限の内容を書面により告知しなければならないこととしております。

第二に、補助金等の交付をしようとする者は、交付決定の通知または交付に係る契約の締結に当たり、会社等に対し、規正法に定める寄附制限の内容を通知しなければならないこととしております。

そして、罰則の強化であります。補助金等を受けた会社等が行う政治活動に関する寄附の規制に違反した場合の罰則を、三年以下の禁錮または百万円以下の罰金としております。

また、補助金等を受けた会社等からの寄附の受領を禁止する規定から、違反した寄附であることを知りながらとする部分を削除することいたしました。

最後に、施行期日ですが、この法律は、平成二十八年一月一日から施行することとしております。

何とぞ、慎重御審議の上、各党派の御賛同のもと、御可決あらんことをお願い申し上げます。以上でございます。

○山本委員長 次に、重徳和彦君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○重徳議員 ただいま議題となりました維新の党から提出いたしました政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国会では、昨年来、政治と金にまつわる問題が頻発し、閣僚が相次いで辞任に至る事態となつて

おりました。今国会でも、国から補助金等を受けた会社等から関係が支部長を務める政党の支部へ寄附が行われていたことが政治資金規正法の寄附の制限に抵触するのではないかなどの政治と金にまつわる問題が相次ぎ、衆参の本会議や委員会においても、企業・団体献金の是非について多くの議論が交わされました。

我が党は、既に党の規約で、党所属議員が企業・団体から献金を受け取ることを禁止することとしており、また、昨年十二月に行われた衆議院総選挙のマニフェストにおいても、政治と金に終止符を打つために、政治における企業・団体献金の全面禁止を掲げ、その身を切る改革の姿勢は多くの有権者の支持を得たところであります。

我が党は、政治に対する国民の信頼を取り戻すためには、政治と金についての疑惑を払拭することが喫緊の課題であり、まずは、マニフェストで掲げた企業・団体献金の全面禁止を実現する必要がありますと考え、政治資金規正法の改正を行うことといたしました。

その主な内容は、法人その他の団体は政治活動に関する寄附をしてはならないこととするともに、何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、または要求してはならないこととし、これらの規定に違反した者は、一年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処することとするものであります。

なお、本改正案は、平成二十八年一月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○山本委員長 次に、穀田恵二君。

政党助成法を廃止する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○穀田議員 私は、日本共産党を代表して、政党助成法を廃止する法律案について、提案理由及びその内容について説明します。

政党助成制度は、一九九五年、政治改革の名のもとに、小選挙区比例代表並立制とともに導入施行されました。この制度は、国民に一人当たり二百五十円を負担させ、毎年約三百二十億円の税金を各党に配分する仕組みであり、この二十年間の政党助成金の総額は、約六千三百一十億円にも上ります。

そもそも、国民は、みずからの思想、政治信条に従い支持政党に寄附する自由と権利を持つており、政治資金の拠出は国民の政治参加の権利そのものです。ところが、税金を政党に配分する政党助成の仕組みによって、国民は、みずから支持しない政党に対しても強制的に寄附せられることになりました。日本共産党は、このような制度は、思想、信条の自由や政党支持の自由を侵害する憲法違反の制度であると指摘し、その創設に反対するとともに、一貫して政党助成金の受け取りを拒否してきました。

重大なことは、政党助成制度が極めて深刻な形で政党の堕落を招いていることです。

政党助成金を受け取っている各党の本部収入に占める割合は、自民党が約六割、民主党が約八割、当時の日本維新の会が約七割です。この制度の導入の際には、提案者から、税金に過度に依存しないことが必要との議論がありましたが、今や政党助成金を受け取っている多くの党が、その運営資金の大半を税金に依存しているのが実態です。また、五人以上の国会議員を集めれば政党助成金をもらえることから、理念も政策も抜きに、政党助成金目当てにおびただしい数の新党の設立と解散が繰り返されてきました。

政党は、何よりも、国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金をつくるというのが基本です。政党が、国民、有権者から浄財を集める努力をしないで税金頼みになっていることから、金

への感覚が麻痺し、腐敗政治をつくり出す一つの根源になっていることも重大です。

また、この制度は、もともと金権政治の掃を求める国民の声を受け、企業・団体献金を禁止するからという口実で導入されました。しかし、実際には、政党本部、支部に対する企業・団体献金が温存され、政党助成金との二重取りが続けられています。

このように、政党助成金頼みの政党をつくり出す制度は、虚構の多数をつくり出す小選挙区制と相まって、政党の劣化や堕落を生み出しています。民主主義を壊す極めて有害な制度を続けていいのが厳しく問われています。

以上の理由から、政党助成法を廃止するものであります。

続きまして、日本共産党が提出しております政治資金規正法の一部を改正する法律案、すなわち企業・団体献金全面禁止法案について、提案理由及びその内容について説明します。

この間、安倍政権のもとで、国の補助金を受けている企業から関係への献金を初め、政治と金が問題になりました。このような問題が浮上するたびに、国民に疑惑を持たれてはならないとの議論が起きますが、今こそ、金権腐敗政治の根源である企業・団体献金の全面禁止に踏み出すべきであります。

二十数年前、リクルート事件、ゼネコン汚職など、自民党の金権腐敗政治に国民の厳しい批判が向けられました。当時、細川内閣のもとで提案された政治改革法案は、企業・団体献金については廃止の方向に踏み切ると言いながら、実際には、政支本部への献金は認める、政治資金パーティーは残すという二つの抜け道をつくり、企業・団体献金を温存してきました。

直近二〇一三年分の総務大臣届け出分と、都道府県選管届け出分の合計を見ると、政界全体への企業・団体献金総額は八十七億六千三百万円に上り、政治資金パーティー収入の総額は百七十六億四千三百万円となっています。パーティー券は、

その大半を企業、団体が購入しているのが実態であり、形を変えた企業・団体献金にほかなりません。この巨額の政治資金パーティー収入が透明化されていないことも問題です。

そもそも、企業の政治献金は、本質的に賄賂性を持つものです。

国民一人一人が、みずから支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのものです。企業も社会的存在であるなどといった企業の献金を正当化しますが、参政権を持たない企業が政治献金をするのは、国民の参政権を侵害するものです。

営利を目的とする企業が、個人をはるかに超える強大な財力で政治的影響力行使するならば、政治は大企業、財界に向けたものになってしまうことは明らかです。

こうした状況が、腐敗政治を生み出す温床となり、政治の劣化と政党の堕落をつくり出しています。政党は、何よりも、国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金をつくるということが基本でなければなりません。

この際、企業・団体献金の全面禁止と政党助成制度の廃止を一体として行うことは、企業腐敗、金権腐敗政治を根絶する上で不可欠の道であります。

以上が、企業・団体献金の全面禁止を提案する理由です。

次に、法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、企業、団体の政治活動に関する寄附の禁止及び企業、団体によるパーティー券購入の禁止であります。

政治団体を除く企業その他の団体は、政党であれ政治家個人に対してであれ、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんを一切してはならないものとします。また、何人も、政治団体を除く企業その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすること、または寄附のあつせんをすることを勧誘し、要求してはならないものとしております。同時に、政治資金パーティーの対価の支払いは

政治活動に関する寄附とみなすものとする。ことに、企業その他の団体によるパーティー券購入を禁止するものです。これにより、パーティー収入の公開の対象は、五万円超となります。

第二に、政治団体の代表者に対して、当該政治団体及びその会計責任者が政治資金規正法の規定に違反することのないように、監督する責任を課すこととします。

第三に、収支報告書の公表についてです。

総務大臣または都道府県の選挙管理委員会による収支報告書の要旨の公表の期限を、報告書が提出された年の九月三十日までとすること、収支報告書要旨の公表を義務化すること、情報公開開示の迅速化を図ることなど、二〇〇六年法改正及び〇七年法改正によって後退させられた規定をもとに戻します。

第四に、政治活動に関する寄附の量的制限の強化です。

個人のする政党、政治資金団体への寄附総額の上限を一千万円とし、政党、政治資金団体以外の者に対してする寄附総額の上限は五百万円としています。

また、収支報告書への記載を免れる目的で分散寄附することを禁止します。

公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附をみずからの資金管理団体に對してする特定寄附の規定を削除します。

第五に、罰則の強化です。

政治資金規正法に定める法定刑を全体的に引き上げます。

政治資金規正法に違反の罪を犯し、刑に処せられた者は、裁判が確定した日から五年間の公民権停止とします。

以上、政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明いたしました。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山本委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十八日木曜日午後一時二十分理事

会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十九分散会

公職選挙法等の一部を改正する法律案

公職選挙法等の一部を改正する法律

(公職選挙法の一部改正)

第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第三十条の四並びに第三十条の五第一項中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第百三十七条の二の見出し中「未成年者」を「年齢満十八年未満の者」に改め、同条第一項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同条第二項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

(漁業法の一部改正)

第三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「二十年」を「年齢満十八年」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二十年」を「満十八年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三

条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法

(以下「新公職選挙法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第九十五条、地方自治法第八十五条第一項及び第二百九十一条の六第七項、市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五条第三十二項並びに大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七条第六項に規定する投票(以下「住民投票」という。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の漁業法(附則第四條及び第六條において「新漁業法」という。)の規定及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(附則第四條及び第六條において「新農業委員会等に関する法律」という。)の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿(以下この項において「新選挙人名簿」という。)を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例による。

(準備行為)

第三条 新公職選挙法第三十条の六第一項の登録を受けようとする者(施行日において年齢満十八年以上の日本国民に限る。)は、この法律の施行前においても、新公職選挙法第三十条の五第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、同項

の規定による申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(選挙犯罪等)についての少年法の特例

第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十一条の二第一項各号(漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。)に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九十四条若しくは農業委員会等に関する法律第十四条若しくは農業委員会等に関する法律第十四条において読み替えて準用する公職選挙法第一二五一条に規定する罪の事件(次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならぬ。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準

用する。

2 連座制に係る事件に関する少年法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十号」とあるのは、「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第五号第一項」とする。

3 家庭裁判所は、当分の間、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法（他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に規定する罪の事件（第一項前段に規定する場合に係る連座制に係る事件を除く。）について、少年法第二十条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

4 年齢満十八年以上満二十年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法（農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第六十条の規定は、適用しない。

（少年法の特例に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に関する施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に係る少年法の適用については、なお従前の例による。

（検察審査会法の適用の特例）

第七条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）第六条各号に掲げる者とし、同法の規定を適用する。

2 検察審査会事務局長は、当分の間、検察審査

会法第十二条の二第一項の規定により検察審査員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第九条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

（民生委員法の適用の特例）

第八条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「有する者」とあるのは、「有する者であつて成年に達したもの」とする。

（人権擁護委員法の適用の特例）

第九条 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）第六条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「住民」とあるのは、「住民であつて成年に達したもの」とする。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用の特例）

第十条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十五条第一項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方裁判所は、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十三条第一項（同法第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第二十条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。

（法制上の措置）

第十一条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡

等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

理由

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十五号）附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができると等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、選挙人名簿関連システムの改修等に係る費用として約十一億円、啓発に係る費用として約十九億円、選挙の管理執行に係る費用として約二億円の見込みである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（黒岩 孝洋 外 二 提出）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中「試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び」を削り、「を除く。第四項において同じ」を「その他法律で定めるものを除く。以下この条において「補助金等」という」に、「含む。第四項」を「含む。第五項」に、「給付金の」を「補助金等の」に改め、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、「であることを知りながら、これ」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「者である」ことを知りながら、その」を削り、同項を同条

第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第一号中「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金」を「補助金等（当該地方公共団体の条例で定めるものを除く。）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる補助金等（以下この条において「地方間接補助金等」という。）の交付を受けた会社その他の法人

イ 国及び前号の補助金等を交付する地方公共団体以外の者が交付する同号の補助金等（以下この条において「地方公共団体からの補助金等」という。）を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該地方公共団体からの補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

ロ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするイの補助金等の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

第二十二條の三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる補助金等（以下この条において「間接補助金等」という。）の交付を受けた会社その他の法人は、当該間接補助金等の交付の決定の通知を受け又は当該間接補助金等の交付に係る契約を締結した日から同日後一年を経過する日（当該間接補助金等に係る国が交付する補助金等（以下この条において「国からの補助金等」という。）の交付の決定の全部の取消し又は当該間接補助金等の交付の決定の全部の取消し若しくは当該間接補助金等の交付に係る契約の解除があつたときは、当該国からの補助金等の交付の決定の全部の取消しの通知を受け又は当該間接補助金等の交付の決定の全部の取消しの通知を受け若しくは当該間接補助金等の交

付に係る契約が解除された日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

一 国以外の者が交付する補助金等で、国からの補助金等を直接又は間接にその財産の全部又は一部とし、かつ、当該国からの補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の補助金等の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金第二十二条の三に次の五項を加える。

8 政党及び政治資金団体(第二十一条第四項の規定により政党及び政治資金団体以外の政治団体とみなされる政党の支部を除く)は、会社その他の法人から政治活動に関する寄附を受けようとするときは、あらかじめ、当該会社その他の法人に対し、第一項から第三項まで(これらの規定を第五項において準用する場合を含む)の規定による政治活動に関する寄附の制限の内容を書面により告知しなければならない。

9 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

10 国からの補助金等の交付の決定をした補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第七項に規定する各省各庁の長は、総務省令で定めるところにより、当該決定の通知に当たつて、当該国からの補助金等の交付を受ける者に対し、第一項、第二項及び第四項の規定による政治活動に関する寄附に係る制限の内容を通知しなければならない。

11 間接補助金等の交付をしようとする者は、総務省令で定めるところにより、当該間接補助金等の交付の決定の通知又は当該間接補助金等の交付に係る契約の締結に当たつて、当該間接補助金等の交付を受ける者に対し、第二項及び第四項の規定による政治活動に関する寄附に係る制限の内容を通知しなければならない。

12 第十項の規定は地方公共団体からの補助金等の交付の決定をした地方公共団体の長について

て、前項の規定は地方間接補助金等の交付をしようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第十項中「第一項、第二項及び第四項」とあるのは、「第五項において準用する第一項及び第二項」と、前項中「第二項及び第四項」とあるのは、「第五項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

第二十六條の二中「二」を「いずれかに」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に、「同条第四項」を、「同条第五項」に、「当該違反行為」を「これらの行為」に改め、同条第二号中「第二十二條の三第五項」を「第二十二條の三第六項」に、「当該違反行為」を「これらの行為」に改め、同条第三号中「第二十二條の三第六項、第二十二條の五第一項又は第二十二條の六第三項」を「第二十二條の三第七項」に、「当該違反行為」を「その行為」に改め、同条第四号から第六号までを削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十六條の二の二 次の各号のいずれかに該当する者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該各号に規定する行為をした者)は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の五第一項又は第二十二條の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者

二 第二十二條の六第一項の規定に違反して寄附をした者

三 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者

四 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者

第二十七條第一項及び第二十八條第二項中、「第二十六條の二」を「から第二十六條の二の二」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

下に、「第二十六條の二の二第一号」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下この条及び附則第六条において「新法」という)第二十二條の三の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第四条において「施行日」という)以後に行われた新法第二十二條の三第一項及び第五項第一号の交付の決定について適用し、施行日前に行われたこの法律による改正前の政治資金規正法第二十二條の三第一項及び第四項第一号の交付の決定については、なお従前の例による。

2 新法第二十二條の三の規定は、同条第二項の間接補助金等(以下この項において単に「間接補助金等」という)のうち施行日前にその交付の決定が行われた同条第二項の国からの補助金等を直接又は間接にその財産の全部又は一部とするもの(以下この項において「施行前間接補助金等」という)及び間接補助金等のうち施行日前に国による交付の決定が行われた利子補給金又は利子の軽減を目的とする施行前間接補助金等を受ける者が利子を軽減して融通する資金であるものの交付の決定及びこれらの交付に係る契約については、適用しない。

3 新法第二十二條の三の規定は、同条第五項第二号の地方間接補助金等(以下この項において単に「地方間接補助金等」という)のうち施行日前にその交付の決定が行われた同号イの地方公共団体からの補助金等を直接又は間接にその財産の全部又は一部とするもの(以下この項において「施行前地方間接補助金等」という)及び地方間接補助金等のうち施行日前に地方公共団体による交付の決定が行われた利子補給金又は利子の軽減を目的とする施行前地方間接補助金等を受ける者が利子を軽減して融通する資金

であるものの交付の決定及びこれらの交付に係る契約については、適用しない。

(公職選挙法の一部改正)
第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百四十八條第一項中「第百九十九條第一項」を「第百九十九條」に、「同項」を「同条」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 施行日前に、前条の規定による改正前の公職選挙法第百九十九條第二項に規定する融資を受けている会社その他の法人のする寄附については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二條第一項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後速やかに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第七項に規定する各省各庁の長及び地方公共団体の長が、新法第二十二條の三の規定により政治活動に関する寄附をすることができない会社その他の法人及び当該法人に係る制限の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するための方策について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

理由
政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国等から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人による政治活動に関する寄附の制限を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（江田 憲司君外四名提出）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に、「当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を削り、同号ニ中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十二條第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を削り、同号ニ中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の四第二項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十六條第一項中。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第十八條の二第一項中「第十六條第二項」を削り、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「第十六條第一項」を「第十六條」に改める。

第十九條の十一第二項中「第十六條第一項」を「第十六條」に、「同項」を「同条」に改める。

第十九條の十二及び第十九條の十六第二十項中「第十六條第一項」を「第十六條」に改める。

第二十一條の見出しを「（団体の寄附の禁止）」に改め、同条第一項中「会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二條に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一條の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八條の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二條に規定する職員団体

をいう。第三項並びに第二十一條の三第一項及び第二項において同じ。）」その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対して」を「法人その他の団体（政治団体を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）」を「法人その他の団体」に改め、「（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第二十一條の三第一項を次のように改める。

個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 二十万円

二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 十万円

第二十一條の三第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第二十二條の二中「及び第二項若しくは第三項」を削る。

第二十二條の三の前の見出し並びに同条及び第二十二條の四を削る。

第二十二條の五第一項中「（金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち

定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第百二十四條第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）」を削り、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条を第二十二條の三とし、同条の前に見出しとして「（寄附の質的制限）」を付す

る。

第二十二條の六を第二十二條の四とし、第二十二條の六の二を第二十二條の五とし、第二十二條の七を第二十二條の六とする。

第二十二條の八第四項中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条を第二十二條の七とし、第二十二條の九を第二十二條の八とする。

第二十四條中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号及び第五号中「第十六條第一項」を「第十六條」に改める。

第二十六條中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号中「及び第二項若しくは第三項」を削り、同条第二号中「第二十一條第三項」を「第二十一條第二項」に改める。

第二十六條の二中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三條第一項の規定による政党交付金（同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第三号において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。同号において同じ。）を受けた会社その他の法人（以下この条において「国からの給付金交付法人」という。）の役員として当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間に第二十一條第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附（地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三條第一項第二号若しくは第三号の規定に該当する政治団体に對してする政治活動に関する寄附を除く。以下この条において「国政関連寄附」という。）をした者

二 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（以下この条において「国出資法人」という。）の役員として第二十一條第一項の規定に違反して国政関連寄附をした者

第二十六條の二第六号中「第二十二條の八第四項」を「第二十二條の七第四項」に、「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の四第三項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第五号中「第二十二條の八第四項」を「第二十二條の七第四項」に、「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第四号中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条を同条第十号とし、同条第三号中「第二十二條の三第六項、第二十二條の五第一項又は第二十二條の六第三項」を「第二十二條の三又は第二十二條の四第三項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第二号の次に次の六号を加える。

三 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人（以下この条において「地方公共団体からの給付金交付法人」という。）の役員として当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間に第二十一條第一項の規定に違反して当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に對してする政治活動に関する寄附（以下この条において「地方政治関連寄附」という。）をした者

四 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は

提出を受けている会社その他の法人（以下この条において「地方公共団体出資法人」という。）の役員として第二十一条第一項の規定に違反して地方政治関連寄附をした者

五 国からの給付金交付法人（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にあるものに限る。）であること（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日）を「いづれかに」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第二十二條の八第一項」を「第二十二條の七第一項」に改め、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第二十二條の八第二項」を「第二十二條の七第二項」に改め、同条を同条第二号とし、同条第五号中「第二十二條の八第三項」を「第二十二條の七第三項」に改め、同条を同条第三号とする。

六 国出資法人であることを知りながら第二十一条第二項の規定に違反して当該国出資法人に対し国政関連寄附をすることを勧誘し若しくは要求し、又は地方公共団体出資法人であることを知りながら同項の規定に違反して当該地方公共団体出資法人に対し地方政治関連寄附をすることを勧誘し若しくは要求した者（団体にあつては、その役員又は構成員としてこれらの行為をした者）

七 国からの給付金交付法人のする国政関連寄附（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にするものに限る。）であること又は地方公共団体からの給付金交付法人のする地方政治関連

連寄附（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にするものに限る。）であることを知りながら、第二十二條の二の規定に違反してこれらの寄附を受けた者（団体にあつては、その役員又は構成員としてこれらの行為をした者）

八 国出資法人のする国政関連寄附又は地方公共団体出資法人のする地方政治関連寄附であることを知りながら、第二十二條の二の規定に違反してこれらの寄附を受けた者（団体にあつては、その役員又は構成員としてこれらの行為をした者）

第二十六條の四中「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第二十二條の八第一項」を「第二十二條の七第一項」に改め、同条第二号中「第二十二條の八第二項」を「第二十二條の七第二項」に改め、同条第三号中「第二十二條の八第三項」を「第二十二條の七第三項」に改め、同条を同条第三号とする。

第二十六條の五中「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第二十二條の七第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第二号中「第二十二條の八第四項」を「第二十二條の七第四項」に改め、同条を同条第二号とする。

第二十六條の五中「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第二十二條の七第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第二号中「第二十二條の八第四項」を「第二十二條の七第四項」に改め、同条を同条第二号とする。

二条の六第二項に改める。

第二十八條の二中「第二十六條の二第三号、第二十六條の三第二号」を「第二十六條の二第七号から第九号まで」に、「第二十二條の六第四項」を「第二十二條の四第四項」に改める。

第三十三條の二第一項第一号中「第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項）」を「第二十二條の四第五項（第二十二條の五第五項）」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

（会計帳簿等に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下この条において「新政治資金規正法」という。）第九條第一項第一号及び第十二條第一項第一号ロ（新政治資金規正法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条から附則第四條までにおいて「施行日」という。）以後に政治団体が受ける寄附について適用し、施行日前に政治団体が受けた寄附については、なお従前の例による。

第三条 施行日の前日までにこの法律による改正前の政治資金規正法第十六條第二項の規定により保存すべき期間が満了していない同項に規定する文書については、同項の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）
第四条 施行日前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）
第五条 政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第九條及び第十條を次のように改める。

第九條及び第十條 削除
（政治資金規正法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六條 政治資金規正法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

（地方自治法の一部改正）

第七條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の項中「第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項）」を「第二十二條の四第五項（第二十二條の五第五項）」に改める。

理由

政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政党助成法を廃止する法律案
政党助成法（平成六年法律第五号）は、廃止する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前に交付された政党交付金（この法律による廃止前の政党助成法（以下この条及び附則第六條において「旧法」という。）第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。附則第六條及び第八條において同じ。）については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の

規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第四条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党に対する法人格の付与に関する法律
第一条中「政党交付金の交付を受ける政党等」を「政党」に改める。

第十三条第一項中「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」を「政党に対する法人格の付与に関する法律」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 政党助成法(平成六年法律第五号)の項を削る。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に交付された政党交付金について旧法第十八条第三項(旧法第二十九条第三項(旧法第二十七条第七項において適用する場合を含む。))において準用し、及び旧法第二十七条第七項において適用する場合を含む。、旧法第二十条第二項及び第三十条第二項(これらの規定を旧法第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、旧法第三十二条第三項及び第五項並びに第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の地方自治法別表第一 政党助成法(平成六年法律第五号)の項の規定は、なおその効力を有する。

(政治資金規正法の一部改正)

第七条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第三項中「及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。)」を削る。

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に交付の決定を受けた政党交付金については、前条の規定による改正前の政治資金規正法第二十二条の三第一項の規定は、なおその効力を有する。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項、第二十五条第一項第一号、第七十二条の五第一項第十号、第二百九十四条第七項、第二百九十六条第一項第二号及び第七百一条の三十四第二項中「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」を「政党に対する法人格の付与に関する法律」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第十条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号中「政治資金及び政党助成」を「及び政治資金」に改める。

第二十三条中「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」を「政党に対する法人格の付与に関する法律」に改める。

理由

政党の政治資金は主として国民の浄財によつて賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵三君提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

号)の一部を次のように改正する。
政治資金規正法目次中「寄附等」を「寄附」に改める。

第四条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、規定により寄附とみなされる同項の政治資金パーティーの対価の支払」を加える。

第五条に次の一項を加える。

3 この法律の規定を適用するについては、政治資金パーティー(対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動(選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動)に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。)の対価の支払は、寄附とみなす。

第八条の二中「(対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動(選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動)に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。))」を削り、同条に次の二項を加える。

2 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

3 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

第八条の三中「政党から受けた政治活動」を「受けた選挙運動」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(政治団体の代表者の監督)

第八条の四 政治団体の代表者は、当該政治団体及びその会計責任者がこの法律の規定に違反す

ることのないように、当該政治団体及び当該会計責任者を監督しなければならない。

第九条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号口中「第二十二条の六第二項」を「第二十二條の三第二項」に、「次条第一項及び第二項並びに」を「次条及び」に、「当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を削り、同号二中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の三第二項」に改め、同号ホを削り、同号ヘ中「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち」及び「並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日)」を削り、同号ヘを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

第九条第一項第一号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十条第三項を削る。

第十二条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号口中「当該」を「並びに当該」に改め、「並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨」を削り、同号二中「第二十二條の六第二項」を「第二十二條の三第二項」に改め、同号ホを削り、同号ヘ中「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち」及び「並びに対価の支払をした者の数」を削り、同号ヘを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類

「ごとの金額

第十二条第一項第一号中ト及びチを削り、リをトとし、同号ヌ中、「ホ及びリ」を、「ヘ及びト」に改め、同号ヌを同号チとし、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第十九条の四及び第十九条の五において同じ」を削り、「第一項第一号へからチまで」を「第一項第一号ホ」に、「同号へからチまで」を「同号ホ」に改める。

第十三条後段を削る。

第十六条第一項中「。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第十八条第一項中「第九条第一項第一号リ」を「第九条第一項第一号チ」に、「ホ及びチ」を、「ヘ及びト」に、「第十二条第一項第一号ヌ」を「第十二条第一項第一号チ」に、「リ」を「ト」に改める。

第十八条の二第二項中「第十六条第二項」を削り、同条第二項中「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」とを削り、「すべて」を「全て」に改め、「同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」とを削り、「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、「第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とを削る。

第十九条の三を削り、第十九条の二の二を第十九条の三とする。

第十九条の四を次のように改める。

第十九条の四 削除

第十九条の五の前の見出し及び同条を削り、第十九条の五の二を第十九条の五とし、同条に見出しとして「資金管理団体の報告書の記載等」を付する。

第十九条の十一第二項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、「同項」を「同条」に改める。

第十九条の十二及び第十九条の十六第二十項中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

第二十条第一項中「十一月三十日」を「九月三十日」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の三を削る。

第五章の章名中「寄附等」を「寄附」に改める。
第二十一条を次のように改める。

(団体の寄附の禁止)

第二十一条 法人その他の団体政治団体を除く。以下この条において同じ。は、政治活動に関する寄附及び寄附のあつせんをしてはならない。

2 何人も、法人その他の団体に對して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

第二十一条の二第二項を次のように改める。

2 何人も、前項の規定に違反する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

第二十一条の二に次の一項を加える。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十一条の三第一項を次のように改める。

個人とする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 政党及び政治資金団体に對してする寄附 千万円

二 政党及び政治資金団体以外の者に對してする寄附 五百万円

第二十一条の三第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項及び」及び「特定寄附及び」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十一条の三第五項を削る。

第二十一条の三第五項を削る。

第二十一条の三第五項を削る。

第二十一条の三第五項を削る。

第二十二條の二から第二十二條の四までを削る。

第二十二條の五第一項中「金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができ、その者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百四條第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に當たる株式を保有していたもの」を削り、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条を第二十二條の二とし、同条の前に見出しとして「（寄附の質的制限等）」を付する。

第二十二條の六を第二十二條の三とし、同条の次に次の一項を加える。

第二十二條の四 何人も、第十二條第一項又は第十七條第一項に規定する報告書における第十二條第一項第一号ロの記載を免れる目的をもつて、各年中において、二以上の政治団体に對する政治活動に関する寄附をさせてはならない。

第二十二條の六の二を第二十二條の五とし、第二十二條の七を第二十二條の六とする。

第二十二條の八を削る。

第二十二條の九の見出し中「又は政治資金パーティーの対価の支払」を削り、同条第一項中「若しくは受け、若しくは」を「若しくは受け、又は」に改め、「に」を「を」に改め、又は政治資金パーティーに對価を支拂つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がこれらの行為」を削り、同項第一号中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第二百十号）を加え、同項第五号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）を加え、同条を第二十二條の七とする。

第二十三條中「当該違反行為」を「これらの行為」に、「五年」を「七年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第二十三條の二 第八條の二第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役員又は構成員としてその行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四條中「一」を「いずれかに」に、「会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）を「団体」に、「違反行為」を「各号に規定する行為」に、「三年」を「五年」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十八條第三項若しくは第十九條の四」を「若しくは第十八條第三項」に改める。

第二十五條第一項中「一」を「いずれかに」に、「五年」を「七年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「第十八條第四項又は第十九條の五」を「又は第十八條第四項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第二十五條の二 次の各号のいずれかに該當する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該各号に規定する行為をした者）は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第一項又は第二十一條の二第一項の規定に違反して寄附をし、又は寄附のあつせんをした者

二 第二十一條第二項又は第二十一條の二第二項の規定に違反して寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求した者

三 第二十一條第三項又は第二十一條の二第三項の規定に違反して寄附を受け、又は寄附のあつせんに係る寄附を受けた者

第二十六條中「一」を「いずれかに」に、「違反行為」を「各号に規定する行為」に、「一年」を「三年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一

号中「第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項」を「第二十一条の三第一項」に改め、同条第三号を削り、同条第三号中「第二十一条の二」を「第二十一条の三第三項又は第二十一条第四項」に改め、同条を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 第二十一条の四の規定に違反して寄附をさせた者

第二十六条の二中「一」を「いずれかに」に改め、「該当する者」の下に「(団体にあつては、その役員又は構成員として当該各号に規定する行為をした者)」を加え、「三年」を「五年」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第二十一条の三第六項、第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第三項」を「第二十一条の二又は第二十一条の三第三項」に改め、「(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)」を削り、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第二十一条の六第一項」を「第二十一条の三第一項」に改め、「(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)」を削り、同条を同条第二号とし、同条第五号及び第六号を削る。

第二十六条の四中「一」を「いずれかに」に、「六月」を「一年」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号中「第二十一条の七第一項」を「第二十一条の六第一項」に、「当該違反行為」を「その行為」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十一条の九第一項」を「第二十一条の七第一項」に、「若しくは受け、若しくは」を「若しくは受け、又は」に改め、「に關与し、又は政治資金パーティーに對価を支拂つて参加すること」を求め、若しくは自己以外の者がするこれらの行為」を削り、同条を同条第一号とし、同条第四号中「第二十一条の九第二項」を「第二十一条の七第二項」に、「当該違反行為」を「その行為」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第二十六條の五に改め、同条に次の一号を加える。

第二十六條の五 政治団体の役員若しくは構成員又は会計責任者がこの法律の規定に違反する行為をした場合において、当該政治団体の代表者が第八條の四に規定する監督について相當の注意を怠つたときは、当該違反行為に係る当該各條の刑に処する。

第二十七條第一項中「第二十六條、第二十六條の二及び第二十六條の四」を「第二十五條の二から第二十六條の三まで及び第二十六條の五」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十八條第一項中「受けた者」を「受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者」に、「刑の執行を受けることがなくなるまでの間」を「五年間」に改め、同条第二項中「第二十六條、第二十六條の二、第二十六條の四」を「第二十五條の二から第二十六條の三まで、第二十六條の五」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、「なくなるまでの間」の下に「(刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の期間を経過した者)については、その裁判が確定した日から五年間」を加え、同条第三項中「若しくは刑の執行猶予中の期間」及び「若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間」を削る。

第二十八條の三第一項中「及び第二十六條から第二十六條の五まで」を、「第二十三條の二及び第二十五條の二から第二十六條の四まで」に改め、同条第二項中「第二十三條」の下に、「第二十五條の二及び第二十六條の二」を加え、「同条」を「これらの条」に改める。

第三十二條の三中「及び第十九條の三第二項」を削る。

第三十三條の二第一項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七號)」を加え、同項第一号中「第二十二條の六第五項(第二十二條の六の二第五項)」を「第二十二條の三第五項(第二十二條の五第五項)」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、附則第九條の規定は、政党助成法を廃止する法律(平成二十七年法律第号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(政治資金パーティーの對価の支払に關する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に開催された政治資金パーティーの對価の支払については、なお従前の例による。

(収支報告書等に関する経過措置)

第三条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下この条において「新法」という。)第十二條第一項(新法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる場合並びに新法第十八條の二第二項、第十九條の五及び第十九條の十の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出及び記載について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係るこの法律による改

正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載(旧法第十九條の五の規定による記載を含む。)及び提出については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日までに旧法第十六條第二項又は第十九條の三第二項の規定により保存すべき期間が満了していない旧法第十六條第二項又は第十九條の三第二項に規定する文書については、旧法第十六條第二項及び第十九條の三第二項の規定は、なおその効力を有する。

(収支報告書等に係る情報の公開に關する経過措置)

第五条 施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書並びにこれらに添付し、又は併せて提出すべき書面に係る旧法第二十條の三に規定する開示の請求については、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)

第六条 施行日前にした行為並びに附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる政治資金パーティーに係る事項並びに附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二條第一項の規定による報告書及び旧法第十七條第一項の規定による報告書の提出及び記載に係る事項に係る施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 政治資金規正法の一部を改正する法律(平成六年法律第四號)の一部を次のように改正する。
附則第九條及び第十條を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

(政治資金規正法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 政治資金規正法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(政党助成法を廃止する法律の一部改正)

第九条 政党助成法を廃止する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「及び第八条」を削る。

附則第七条及び第八条を削り、附則第九条を附則第七条とし、附則第十条を附則第八条とする。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の項中「第二十二条の六第五項(第二十二条の六の二第五項)を「第二十二条の三第五項(第二十二条の五第五項)に改める。

理由

議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十七年六月十日印刷

平成二十七年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P